

【お知らせ】 中央公民館の利用料金・使用料の減免対象年齢が変わります。

伊丹市受益者負担に関する考え方にに基づき、中央公民館の利用料金・使用料の減免対象年齢が変わります。

なお、既存の減免対象利用者の急激な負担増加に配慮し、経過措置を設けて減免対象を段階的に引き上げる改定となっています。

何卒ご理解いただきますとともに、引き続きご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

・変更日 令和9年4月1日

【変更の概要】

項目	変更前	変更後
減免対象年齢	60 歳以上	65 歳以上
備考	—	経過措置有り

※60 歳以上と規定されているものを 65 歳以上とする

・経過措置について

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日までの間は、昭和42年（1967年）3月31日以前に生まれた方（令和9年4月1日時点で60歳以上の方）は、引き続き減免の対象となります。

【経過措置のイメージ】

時期	減免対象となる方
～令和9年3月31日	60 歳以上の方
令和9年4月1日～令和14年3月31日	昭和42年3月31日以前に生まれた方（経過措置）
令和14年4月1日～	65 歳以上の方